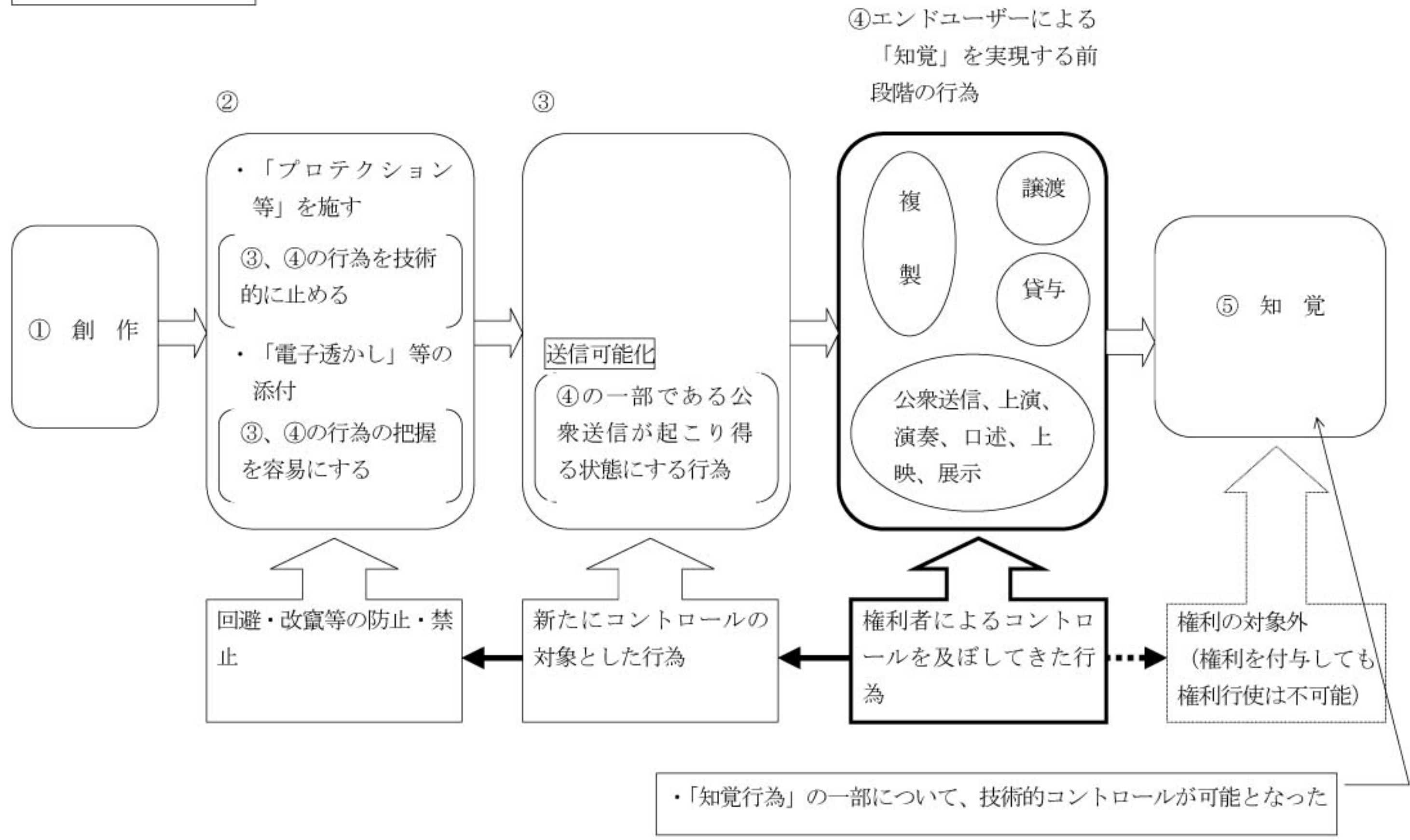


「アクセス権」「知覚権」「デコーディング権」等について

●これまでの動き



新しい動き

- ・ 「知覚行為」の一部について、権利者による技術的コントロールが可能となった
(例：放送のエンクリプション、暗号化 CD など)
- ・ 知覚をコントロールする技術の回避等を行うことの拡大
(「無断で知覚されない」という権利は存在しないので、違法にならない)
- ・ ビジネスを脅かすので、何らかの法的措置が必要との動き
(WCT・WPPTの採択段階では、「知覚」に関する許諾権が存在しないことから、 の制限の対象とすることは否定された)

新しい法的措置の可能性

- 第1案：「知覚行為」に関する許諾権（無断で「知覚」されない権利）を創設する
- ・ 新しい許諾権（いわゆる「アクセス権」）を規定することが必要
 - ・ 大幅な権利制限や除外規定が必要
 - ・ の法制がそのまま生かせる
- 第2案：「デコーディング」に関する許諾権（無断で「暗号解除」されない権利）を創設する
- ・ 新しい許諾権（いわゆる「デコーディング権」）を規定することが必要
 - ・ 単なる「デコーディング」を著作物の「利用」といえるかについて検討が必要
- 第3案：権利とは関係なく、 のような法制により「デコーディング」等の行為を直接禁止する
- ・ 許諾権を基礎としない制度となるため、 とは全く別の規定が必要